

入札公告

6.10.17

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び阿賀野市水道事業会計規程(平成26年阿賀野市水道事業管理規程第3号)第114条の規定により準用する阿賀野市財務規則(平成16年阿賀野市規則第55号。以下「規則」という。)第142条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月1日

阿賀野市水道事業
阿賀野市長 加藤 博幸

1 入札に付する概要

(1)	委託番号	24-11070
(2)	委託業務名	阿賀野市水道・下水道・病院事業会計システム賃貸借及び保守業務委託
(3)	履行場所	阿賀野市岡山町10番15号(阿賀野市役所)及び阿賀野市中島町7番20号(阿賀野市上下水道局)
(4)	履行期間	令和7年3月1日から令和12年2月28日
(5)	概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水道・下水道・病院事業が共同利用する企業会計システムにおける、ハード・ソフトウェアの賃貸借及び保守業務。 ◆ 予算・決算の作成、経理業務に関する支援業務。

2 入札に参加する者に必要な資格要件

公告日現在で阿賀野市入札参加資格者名簿(令和5・6年度)に登録され、下記の要件をすべて満たしていること。

(1)	業種、ランク	規則第141条の3に規定する有資格者名簿の 電算処理 に登録されている者であること。
施行令第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。		
(2)	①	申請日から入札日までの間で、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領に基づき指名の停止を受け、その停止期間中の者。
	②	会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされている者。
	③	民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされている者。
	④	自社又は自社の役員等(営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。)が、阿賀野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員である者若しくは社会的に非難されるべき関係を有している者。
当該入札に参加する他の者との間に次の資本関係又は人的関係がないこと(組合及び共同企業体を含む)。		
【資本関係】		
(3)	①	子会社等と親会社等の関係にある場合〔左記の定義は、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2及び第4号の2の規定による。以下同様。〕
	②	親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
【人的関係】		
(3)	③	一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 ※ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社である場合を除く。 ※ただし、監査役(会社法第2条第11号の2の規定による)や社外取締役(会社法第2条第15号の規定による)等は除く。
	④	一方の会社等の役員が、他方の会社等において民事再生又は会社更生手続中の管財人(民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された者)を兼ねている場合
	⑤	一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
【その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合】		
(3)	⑥	組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札参加資格審査申請書の提出

(1)	申請提出期限	令和6年10月9日 午後3時まで(土日、祝日は除く。)
	提出場所	阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市上下水道局 庶務係
	提出書類	一般競争入札参加申請書 https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/iogesuidokyoku/2/1/index.html
(2)	参加資格の審査結果通知	参加資格を有しないと決定した者へ、 令和6年10月10日 までに通知する。

4 入札に関する事項

(1)	入札方法	一般競争入札	
(2)	入札執行日	令和6年10月16日 入札時刻の詳細は10月11日までに阿賀野市ホームページ(下記URL)へ掲載します。必ずご確認ください。 https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/kanzaika/nyusatsu_keiyaku/3025.html 阿賀野市競争入札執行事務要領8の(4)のとおり入札書を提出しない者は入札を辞退したものとします。	
		入札執行場所	阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所 隣 水原保健センター2階研修室
		質問締切	令和6年10月10日 午後3時まで
(3)	質問提出先	上下水道局 庶務係 suido333@aiores.ocn.ne.jp (様式不問)	
	回答最終日	令和6年10月11日 午後5時までにホームページにて回答します。	
(5)	最低制限価格制度	適用しない。	
(6)	入札保証金	免除します。	

5 入札時提出書類

(1)	入札書	①入札書は、封かん封印し提出してください。 ②入札書に記載する金額は、消費税法の課税業者、免税業者を問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。 ③入札書には5年間に係る費用の月額価格(税抜)を記載してください。
(2)	内訳書	入札時に内訳書の提出を義務づけます。なお、以下の条件に該当した場合は無効入札となります。(両面印刷するなど経費削減に努めてください。) ①入札書の価格と一致しない。 ②鉛筆書きである。 ③社印の押印がない。 ④市の設計書項目を満たしていない。
(3)	入札者を確認する書類	①代表者本人が入札するときは、名刺を提出してください。 ②代理人が入札するときは、委任状を提出してください。

6 契約条件

(1)	契約保証金	請負契約における契約の保証等に関する取扱要領第1条の規定による。
(2)	前払金	しない
(3)	中間前払金	しない
(4)	部分払	する
(5)	議会の承認	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の規定により、議会の議決によることを要しない。

※落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合、その落札は効力を失い、損害賠償金として当該入札の契約額となった金額の100分の5を阿賀野市に納付しなければならないものとします。

7 その他必要事項

(1)	消費税率等の改正があった場合には、当該契約物の引渡日における税率により計算します。
(2)	入札参加資格申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
(3)	提出された関係書類は返還しない。
(4)	受注者において下請け発注及び資機材の調達をする場合は、本市建設産業支援のため可能な限り市内業者の採用を希望する。

この公告・阿賀野市ホームページ・契約等に関する問い合わせ先

ホームページ 阿賀野市役所(〒959-2092 阿賀野市岡山町10-15) 総務部 管財課 管財係(℡ 0250-62-2525)

公告・契約等 阿賀野市上下水道局(〒959-2024 阿賀野市中島町7-20) 上下水道局 庶務係(℡ 0250-62-2159)